

生活再建を実現するサブリース事業

すまサブ



当事業は、令和5年4月1日～令和6年3月31日の助成事業を活用し、運営しています

“住まいは、生活をつくり、安心・安全に過ごすための基盤です”

住まいにお困りの方の中には、様々な事情があってお家を借りることができない方が一定数います。そのような方々の代わりに風の村が契約者となることで住まいの困りごとを解決できないか、そして、その先にある相談者の生活の立て直しをサポートしたい。そんな思いで当事業を始めました。

サブリースとは

不動産オーナーとマスターリース契約（原契約）を結んだ風の村と相談者がサブリース契約（転貸借契約）を結ぶことです。



相談の例

- ・ 様々な理由で審査が通らず、住まいを借りられないでいる
- ・ 収入はあるが、初期費用の用意ができず家を借りられない
- ・ すでに住まいがない、すぐに退居が必要な事情がある、など

様々な住まい探しにお困りの方で、**生活の立て直し**を考えている方をサポートします！



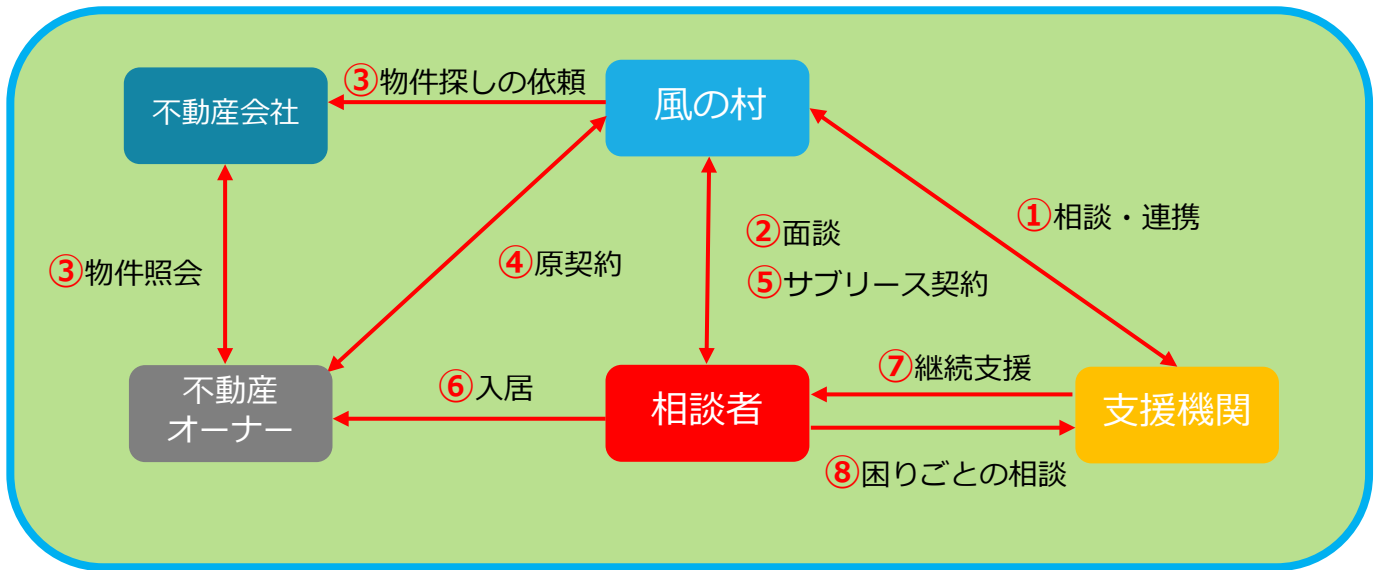
山本助成

独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業

生活クラブ
風の村



サブリース事業のご利用の流れ



①相談・連携

お住まいの困りごとを抱える方で、当事業を活用することが生活再建に有効だと考えられる相談者をお繋ぎください。

②面談

相談者と面談をし、生活状況や生活上の困りごと、今後のお住いの希望等を伺います。

③物件探し・物件照会

当事業の支援を受けることが適切だと判断された相談者には、本人の希望を考慮した物件を不動産会社に連絡し、物件を探していきます。

④原契約

物件が見つかり、その物件に入居を希望する場合、当法人と不動産オーナーが、原契約（マスターリース契約）を結びます。

⑤サブリース契約 ⑥入居

法人と相談者本人が、サブリース契約を結びます。（諸条件あり）

⑦継続支援 ⑧困りごとの相談

入居後は、生活再建が実現できるように、相談者本人を交えたケース会議を行い、転居後の支援体制を検討し、サポート体制を整えた上で、地域の支援機関が継続支援をしていきます。

社会福祉法人生活クラブ しごとくらし事業部

すまサブ ～ 生活再建を実現するサブリース事業 ～

〒285-0811

千葉県佐倉市山崎529-1

TEL : 080-4860-4288 FAX : 043-312-0208

開所時間 平日10:00～16:00（土・日・祝はお休み）

※ 開所時間内のみのお対応とさせていただきます。

【URL】 <https://kazenomura.jp/>